

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 一方、平成18年度に引き続き、経営協議会において審議すべき重要事項が報告事項として扱われていることから、適切な審議が行われることが強く求められる。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更をお願いいたします。</p> <p>【修正文案】 一方、経営協議会において審議すべき重要事項が報告事項として扱われていることから、適切な審議が行われることが求められる。</p> <p>【理由】 原文の記述は、平成18年度評価結果において「経営協議会において審議すべき事項が報告事項として扱われていることから、適切な審議が行われることが求められる」旨指摘したにもかかわらず、これを真摯に受け止めず、平成19年度においても引き続き同様の取扱いを行っていると、より厳しく指摘する形で「強く求める」旨の記述となっています。 しかし、事実関係を時系列に整理しますと以下のとおりとなります。</p> <p>①平成18年10月23日(平成18年度) 経営協議会において、役員報酬規程の改正を報告事項としました。</p> <p>②平成19年6月22日(平成19年度) 経営協議会において、平成18年度</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 国立大学法人法第20条第4項において経営協議会の審議事項を規定している。このため、本来的には、国立大学法人評価委員会の評価結果による指摘を待たずとも、国立大学法人としては、経営協議会において適切な審議を行うべきであるため。</p>

財務諸表等を報告事項としました。

この時点までは、事前の資料送付、説明等により実質的な審議を行うことで、形式的には報告事項であっても国立大学法人法の趣旨に沿った適切な運用であると理解していたものです。

③ 平成 19 年 10 月 5 日（平成 18 年度評価）

評価委員会から、平成 18 年度評価結果において、上記①の取扱いについて、「経営協議会において審議事項とすべき」旨のご指摘をいただきました。

このように、今回ご指摘をいただいた②については、前回評価でご指摘をいただいた③以前の事柄であり、ご指摘をいただいた平成 19 年 10 月以降は、その趣旨を真摯に受け止め、経営協議会の審議の適正化を図っています。この事情をご賢察いただき、上記【修正文案】についてご検討いただきますようお願いいたします。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 ○ <u>平成18年度評価結果で評価委員会</u>が課題として指摘した<u>経営協議会の審議の適正化については、平成19年度においても、経営協議会において審議すべき重要事項である平成18年度財務諸表等について報告事項として扱われていることから、適切な審議が行われることが強く求められる。</u></p> <p>【評定】<u>中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている</u> (理由) 年度計画の記載23事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>平成18年度に引き続き経営協議会において審議すべき重要事項が報告事項として扱われていること等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更をお願いいたします。</p> <p>【修正文案】 平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 ○経営協議会において審議すべき重要事項である平成18年度財務諸表等について報告事項として扱われていることから、適切な審議が行われることが求</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 国立大学法人法第20条第4項において経営協議会の審議事項を規定している。このため、本来的には、国立大学法人評価委員会の評価結果による指摘を待たずとも、国立大学法人としては、経営協議会において適切な審議を行うべきであるため。</p>

められる。

【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載23事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、経営協議会において審議すべき重要事項が報告事項として扱われていること等を総合的に勘案したことによる。

【理由】

原文の記述は、平成18年度評価結果において「経営協議会において審議すべき事項が報告事項として扱われていることから、適切な審議が行われることが求められる」旨指摘したにもかかわらず、これを真摯に受け止めず、平成19年度においても引き続き同様の取扱いを行っていると、より厳しく指摘する形で「強く求める」旨の記述となっており、また、**【評定】**は、このことを勘案し「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」となっています。

しかし、事実関係を時系列に整理しますと以下のとおりとなります。

(※以下、前頁「**【評価項目】1 全体評価**」の**【理由】**欄と同記述)

- ①平成18年10月23日(平成18年度)
経営協議会において、役員報酬規程の改正を報告事項としました。
- ②平成19年6月22日(平成19年度)
経営協議会において、平成18年度財務諸表等を報告事項としました。
この時点までは、事前の資料送付、説明等により実質的な審議を行うことで、形式的には報告事項であっても国立大学法人法の趣旨に沿った適切な運用であると理解していたもの

です。

④ 平成 19 年 10 月 5 日（平成 18 年度
評価）

評価委員会から、平成 18 年度評
価結果において、上記①の取扱いに
ついて、「経営協議会において審議
事項とすべき」旨のご指摘をいただ
きました。

このように、今回ご指摘をいただいた
②については、前回評価でご指摘をいた
だいた③以前の事柄であり、ご指摘をい
ただいた平成 19 年 10 月以降は、その趣
旨を真摯に受け止め、経営協議会の審議
の適正化を図っています。この事情をご
賢察いただき、上記【修正文案】につい
てご検討いただきますようお願いいたし
ます。